

九州大学化学物質の使用に関するリスクアセスメントの実施指針

制定：平成28年 2月23日

最終改正：令和 6年 3月19日

安全衛生担当理事 決定

(趣旨)

第1条 この指針は、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第57条の3に従い、九州大学職員安全衛生管理規程第2条第2項第6号に基づき、化学物質による危険や健康障害を防ぐために、九州大学において化学物質を使用する実験及びその他の作業を行なう場合に、危険性及び有害性の調査（以下「リスクアセスメント」という。）等を実施するうえで必要な事項を定めるものである。

(適用：対象物質)

第2条 リスクアセスメント対象物（リスクアセスメントをしなければならない労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条各号に掲げる物及び安衛法第57条の2第1項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）をリスクアセスメントの対象とする。

(実施内容)

第3条 安衛法第57条の3第1項に基づくリスクアセスメントとして、(1)、(2)、(3)及び(5)に掲げる事項を実施しなければならない。また、(4)に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。リスクアセスメントの実施にあたっては、化学物質等に係る安全データシート（SDS）を利用すること。

- (1) リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性の調査・確認
- (2) (1)により調査・確認されたリスクアセスメント対象物による危険性又は有害性並びに健康障害の程度（以下「リスク」という。）の見積り（安衛則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）が定められている物質については、屋内事業場における労働者のばく露の程度が濃度基準値を超えるおそれの把握を含む。）
- (3) (2)の見積りに基づき、リスクアセスメント対象物への労働者のばく露の程度を最小限度とすること及び濃度基準値が定められている物質については屋内事業場における労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とすることを含めたリスク低減措置の内容の検討
- (4) (3)のリスク低減措置の実施
- (5) リスクアセスメント結果等の記録及び保存並びに化学物質取扱者への周知

(実施体制等)

第4条 次に掲げる体制でリスクアセスメント及びリスク低減措置（以下「リスクアセスメント等」という。）を実施するものとする。

- (1) 環境安全衛生推進室長は、本学におけるリスクアセスメント等の実施を統括する。
- (2) 全学化学物質管理者は、本学におけるリスクアセスメント等の実施を管理する。

- (3) 部局長は、各部局のリスクアセスメント等の実施を管理する。また、部局化学物質管理者は管理を補佐する。(4) 化学物質取扱責任者または化学物質取扱者はリスクアセスメント等を実施する。
- (5) 化学物質取扱者にリスクアセスメント等を実施させる場合、化学物質取扱責任者は化学物質取扱者に適切な教育及び指導を行う。
- (6) 化学物質取扱者がリスクアセスメント等を実施した場合、化学物質取扱責任者はリスクアセスメント等の実施内容を確認する。

(実施時期)

第5条 リスクアセスメント等は以下の時期に実施するものとする。

- (1) リスクアセスメント対象物を新規に採用し、取り扱うとき。
- (2) 取り扱っているリスクアセスメント対象物について、新たな危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。具体的には次のような場合を含む。
 - ア) 過去に提供された安全データシート（以下「SDS」という。）の危険性又は有害性に係る情報が変更された場合
 - イ) 濃度基準値が新たに設定された場合又は当該値が変更された場合
- (3) リスクアセスメント対象物に係る事故が発生した場合であって、過去のリスクアセスメント等の内容に問題があることが確認された場合。
- (4) 取り扱っていた物質がリスクアセスメントの対象物質として新たに追加された場合。
- (5) その他作業等を実施するうえで、新たな危険性又は有害性が生じるおそれがあるとき。

(リスクアセスメントの記録と周知)

第6条 前条に基づき、リスクアセスメント実施者はリスクアセスメントの結果並びにそれに基づく危険及び健康障害を防ぐためにとる措置（以下「リスクアセスメントの結果等」という。）について記録を作成し、次にリスクアセスメントを行うまでの期間（最低3年間）保存すること。また、化学物質取扱責任者がリスクアセスメント等を実施した場合、リスクアセスメントの結果等を化学物質取扱者に周知すること。

なお、これまで行っていた作業等の内容を大きく改変する場合リスクアセスメントの結果を確認すること。

(リスクを低減するための措置)

第7条 リスクアセスメント実施者は、リスクが高いと判断された場合や、その他リスクの低減が必要と考えられる場合には、リスクアセスメント対象物に化学物質取扱者がばく露する程度を最小限度とすることを含めたリスク低減措置をとるものとする。

- 2 次の各号に該当する物質については、特に注意を払ってリスクを低減する措置をとるものとする。
 - (1) 健康に対する有害性が特に高い物質
 - (2) 物理的・化学的危険性の観点から、取扱いに特に注意を要する物質

(雑則)

第8条 前条までに掲げる事項のほか、リスクアセスメント等を実施するうえで必要な事項について

ては、別途管理部局で定めるものとする。

- (1) 第3条に定めるリスクアセスメントの実施方法
- (2) 第5条に定めるリスクアセスメントの実施時期
- (3) 第6条に定めるリスクアセスメントの結果等の記録方法及び周知方法
- (4) 第7条に定めるリスクを低減するための措置の内容及び方法等
- (5) その他の必要な事項

第9条 本指針は「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）」を参照したものである。

附 則

この指針は平成28年6月1日から実施する。

附 則

この指針は令和5年4月1日から実施する。

附 則

この指針は令和6年4月1日から実施する。